

# 山形県公報

告

地域森林計画の変更の公表......(

歳入の収納の事務の委託契約の解除.....(

平成17年1月21日(金) 第1612号

······

)...同

)...同

毎 週 火・金 曜 日 発 行

# 目 次

示

 道路の区域の変更
 (村山総合支庁西村山総務建築課)…同

 県道の供用の開始
 ( 同 )…同

 道路の区域の変更
 (最上総合支庁建設総務課)…51

 一般国道の供用の開始
 ( 同 )…同

 開発行為に関する工事の完了
 (最上総合支庁建築課)…同

道路の区域の変更(置賜総合支庁建設総務課)...52一般国道の供用の開始同 )...同道路の区域の変更(庄内総合支庁建設総務課)...同同 ( 同 )...53

# 教育委員会関係

告 示

指定技能教育施設の廃止......54

# 選挙管理委員会関係

告 示

公 告

県営住宅入居者の一般公募......(置賜総合支庁建設課)...同

正 誤

17

# 山形県告示第47号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの	廃止年月日	
名称及び所在地	事業別の石柳及び別任地	種類	廃止平月日	
医療法人社団悠愛会	大島医院指定通所リハビリテーション事	  通所リハビリテー		
山形市桜田西四丁目 1 番14号	業所		平成16.11.30	
	山形市桜田西四丁目 1 番14号	ション		

# 山形県告示第48号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		居宅サービスの 種類				指定年月日	
有限会社ケア・ワールド 山形市錦町13番17号	介護ホーム みのりの里 山形市大野目二丁目6番27号	通	所	介	護	平成16	5.12. 3	
医療法人徳洲会 大阪府大東市深野三丁目1番 1号	医療法人徳洲会山形徳洲会介護センター 山形市清住町二丁目89番 6	通	所	介	頀	同	12. 9	
社団法人山形県高齢者福祉支援協会 山形市木の実町3番16号	社団法人山形県高齢者福祉支援協会 通 所介護事業所かるがもの里霞城 山形市城北町一丁目9番7号	通	所	介	護	同	12.14	

# 山形県告示第49号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

平成17年1月21日

指定居宅サービス事業者	居宅サービ		事	業所の名称	你及び所在	地		変更年月日
の名称及び所在地	スの種類	变	更	前	变	更	後	<b>发史</b> 中月日
社団法人山形県高齢者福 祉支援協会 山形市木の実町3番16号	訪問介護	祉支援協 木の実	多会訪問	高齢者福  介護事業   3番16号	祉支援協 所かるが	会訪問もの里	高齢者福 分護事業 霞城 丁目9番	平成16.12.24

ıl	ⅳ形	哻	牛	示	筆	50	문

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東北農政局寒河江川下流農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 公共測量を実施した地域

長井市、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町の各一部

2 公共測量を実施した期間

平成16年8月18日から平成16年12月28日まで

3 作業の種類

公共測量(白川国営造成土地改良施設整備事業地形図作成)

#### 山形県告示第51号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。 平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称

上山市土地改良区

2 事務所の所在地

上山市金生東二丁目15番26号

3 合併により解散する土地改良区の名称

鴫谷地土地改良区

4 認可年月日

平成17年1月21日

# 山形県告示第52号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年 1 月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 土地改良区の名称

上山市土地改良区

2 事務所の所在地

上山市金生東二丁目15番26号

3 認可年月日

平成17年1月21日

#### 山形県告示第53号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、戸沢村から小山下地区土地改良事業に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

#### 山形県告示第54号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項及び第3項の規定により、土地改良区連合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 土地改良区連合の名称

赤川土地改良区連合

雄

2 事務所の所在地

鶴岡市馬場町5番30号

3 認可年月日

平成16年12月2日

#### 山形県告示第55号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、最上村山森林計画区の地域森林計画をたてた。 平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和

## 山形県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更した。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

## 山形県告示第57号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成16年11月2日に解除した。

平成17年 1 月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

名	称	住	所
西置賜ふる	さと森林組合	西置賜郡飯豊町大字椿2888番地の26	

#### 山形県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 間沢寒河江山形自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字間沢字下堀4番18か 同 大字海味字アソウ1052番		ІВ	21.4 メートル ≀ 5.5	メートル 815
同	F	新	9.4 メートル ≀ 3.0	同上

# 山形県告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧 に供する。

平成17年 1 月21日

1 路 線 名 間沢寒河江山形自転車道線

2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字間沢字下堀4番18から

同 大字海味字アソウ1052番1まで

3 供用開始の期日 平成17年1月21日

#### 山形県告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成17年 1 月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市北町314番から 同 石川町263番2まで		IΒ	17.5 メートル ≀ 9.8	87
同	上	新	17.5 メートル ≀ 9.8	同上
同	上	<b>ा का</b> ।	10.0 メートル ~ 9.6	メートル 54

#### 山形県告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 新庄市北町314番地から

同 石川町263番地2まで

3 供用開始の期日 平成17年1月21日

# 山形県告示第62号

次の開発行為は、完了した。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成16年10月27日 指令最総建第6号

2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市大字泉田字往還東4の一部、4-1、18-1、20-2、29-1の一部、29-2の一部、36-2、37、38-1、38-2、38-3、38-4、38-5、38-6、38-7、39、40、41、610の一部、611の一部、719、610先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山形県新庄市沖の町10番7号

株式会社郷野目ストア 代表取締役 郷野目 茂子

#### 山形県告示第63号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成17年 1 月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市広幡町成島字石切町北側弐1135番 同 字川原田三1236番3ま		IΒ	12.0 メートル ≀ 14.0	メートル 191
同	上	新	12.5 メートル ・ 22.4	同上

#### 山形県告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 路 線 名 287号線
- 2 供用開始の区間 米沢市広幡町成島字石切町北側弐1135番2から

同 字川原田三1236番 3 まで

3 供用開始の期日 平成17年1月21日

# 山形県告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成17年1月21日

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上本町1番25から 同 千石町一丁目6番17まで		IΒ	29.0 メートル ~ 14.5	メートル 484
同	Ŀ	新	57.9 メートル ・ 33.0	同上

#### 山形県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成17年 1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市二番町10番20から 同 一番町13番18まで		IΒ	35.5 メートル ≀ 13.8	メートル 75
同	上	新	46.4 メートル 25.0	同上

#### 山形県告示第67号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。 平成17年1月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 河川の名称
  - 一級河川最上川水系最上川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年1月14日

3 廃川敷地等の位置

(第2工区)

上流 米沢市大字赤崩字谷地川原三20,396 - 2番地先から

下流 米沢市大字赤崩字法泉河原-20,397 - 3番地先まで

(第5工区)

上流 米沢市大字李山字枠南(甲)3,579番地先から

下流 米沢市大字赤崩字石垣町頭二20,370 - 1番地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

(第2工区)

土地 1,778.42㎡

(第5工区)

土地 9,949.31㎡

# 山形県告示第68号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 1 月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中	株式会社 山形支店	みずほ銀行	山形市本町二丁目4番8号		株式会社 山形銀行	県庁支店	<u>+</u>
	11	山形南支店	"	11	"	"	を

株式会社 みずほ銀行 山形市本町二丁目 4 株式会社 県庁支店 に改める。 山形支店 番 8 号 山形銀行

附 則

この規程は、平成17年1月24日から施行する。

# 教育委員会関係

告 示

# 山形県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第35条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成17年1月21日

山形県教育委員会

委員長 伊藤晴夫

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	廃止年月日
学校法人安孫子学園 寒河江服装専門学 校	寒河江市八幡町1番9号	平成17. 3.31

# 選挙管理委員会関係

告 示

# 山形県選挙管理委員会告示第25号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。 平成17年1月21日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

を

2 老人ホームの項の表中 な ご み の 里 # 吉原土地区画整理組合地内77街区画地 番号 1

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年 1 月21日

翢 巨 巨 欰 欰 罍 の家賃 に益当 佃 皿 10 敷 m 田 田田 000 ,300 200 ,300 400 31,100 ,300 48,700 50,100 ,400 ,300 ,700 9 500 200 収入が238,0 を超え268,0 以下の者 30, 42, 46, 56, 28, 29, 4, 55, 38 田000, 田 900 ,700 27,100 200 300 700 9 9 400 9 300 700 700 200 収入が200,( を超え238,( 以下の者 4, 36 4 49 24 25 38 42 43 48 4 26 33 篔 田田 収入が178,000F を超え200,000F 以下の者 ,900 800 700 700 400 ,200 400 400 700 800 ,800 700 9 800 38, 38, 23, 3 34 42 22 23 33 36 28 7 37 ,600 ,200 ,500 ,000 ,200 ,300 900 32,700 ,200 ,000 900 ,800 500 500 433,433,43 33, 30 8 <u></u> 8 28 36, 33, 20 27 24 37 3 000, EE  $\mathbb{H}$ 溪 ,700 400 ,300 300 ,200 9 400 900 , 100 500 300 700 500 8 祝祝神 5 6 9 人超下がえる 23 25 28 1 28 24 26 27 30 3 7 収を以 収入が 123,000円 以下の者 300 ,000 400 400 14,100 ,200 400 900 ,800 90 200 ,200 800 400 23, 25, 19, 5, <u>ი</u> 22, 23, <u>ი</u> 25, 20 7 22 17 目的用 般用 尔 回 强  $\times$ 募 数 7 2  $^{\circ}$ ◁╚ 式 住戸事店、 面 積 取分一下/N 0 9 9 \_ 0 4 တ 0  $^{\circ}$ 椝 75. 74 75 22 25 72 62 54 88 88 93 23 64  $\checkmark$ 化形 强 Ω 回 7  $^{\circ}$ 丑 臣' H 町八丁 田町65 サナ. 18高畠F 畠695 H 拟 旨 田田 冒 亩 낢 量 田 田 Ш 亩  $\blacksquare$ ₩ 十十. 賜郡] 春-⊕ ~ ⊕ ~ ₽~ 仕 ΚÌ 通め # ₽ 型 沢南21 #  $^{\circ}$ 温 朌 沢目 Ш 2 65 司 658 司 回 6 米ト 回下 回皿 回皿 回皿 @ % 回, 東大亿 同福 栅 田町アパ号 住宅の名称 アパー 1 1 Ι 米沢中央7 - ト 1 号 ノ木ブ 1 **=** 符 7 細阜 無 無事 田 2 号 F F 旨 無事 ⊞ 9 叩 邖  ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 県営大町7 ト # 県営糠野 アパート 田中 Ш ⊞ ← Eπ # ┵ パー ¥ <u>+</u> 一一 Kή 梅亭 # ┵ H  $\pm \bot$ # ┵ 県部( © \ . \_ \ . \_ . 加 汇上 7  $^{\circ}$ 同了 回上 同代 回ム 駅 1 回一

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
  - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
  - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
  - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
  - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
  - (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が 500,000円未満である場合には、当該所得金額)
  - (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所 得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

#### 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
  - (^) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

#### 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又 は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても 選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成17年2月1日から同月7日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所
- 5 入居の時期 平成17年3月中旬

誤 正 県 公 報 番 号 ページ 発行年月日 行 誤 正 平成15. 2.21 第1417号 134 4 徳洲苑 舟形徳洲苑 平成16.9.3 ・字掃部林 ・掃部林 第1573号 999 18

平成17年 1 月21日印刷 平成17年 1 月21日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)